

令和 8 年 1 0 月 1 日招集

令和 8 年（2026 年）

第 2 回胎内市議会臨時会議案

提 出 議 案 一 覧 表

議案番号	議 件	頁
承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて 専第10号 令和 8 年度胎内市一般会計補正予算（第 3 号）	1
同意第 1 号	胎内市監査委員の選任について	9

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

専第 10 号

令和 8 年度胎内市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年 10 月 1 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和 8 年度胎内市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度胎内市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 66,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,421,762 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

上記は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 9 月 15 日

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
22 市債	
	1 市債
歳入合計	

(単位：千円)

[illegible]

歳 出

款	項
13 災害復旧費	
	3 その他公共施設・公用施設災害復旧費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

[illegible]

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の方法	利率
災害復旧事業	千円	普通貸借 又は 証券発行	年 5.00% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金などで、利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率とする。)	政府資金又は県貸付金についてはその融資条件によるものとし、銀行その他の場合はその債権者と協定する。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができ。	千円	補正前と同じ
	12,600			78,900	補正前と同じ	補正前と同じ

同意第 1 号

胎内市監査委員の選任について

下記の者を胎内市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 （略）

氏 名 増子 達也

生年月日 （略）

令和 8 年 10 月 1 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦